



督促のしくみ

はじめに

納期限までに、納付がない場合は、督促を行わなければなりません。これは、債権の種類に関わらず、すべての自治体債権について法令で定められている債権管理の基本的なルールのひとつです。この督促を行うことで、裁判による強制徴収、滞納処分、延滞金の徴収へと繋がっていきます。「督促」は債権管理事務における「キックオフ」なのです。民間債権についての催告との違いを理解することが重要です。

1 督促

督促とは、自治体が債務者に対して、債務の履行を請求することです。自治体の歳入を納期限までに納付しない者がいるとき、つまり、滞納が発生したときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければなりません（自治法231条の3第1項及び自治法施行令171条）。

2 督促を行う権限

債権管理は長の権限です（自治法149条2号）。しかし、公営企業の事業については、公営企業の管理者が使用料や手数料の徴収権限を持っています。

よって、水道料金や診療費については、公営企業の管理者が督促することになります（地方公営企業法9条9号）。

なお、教育委員会などの行政委員会には債権管理の権限がありません。よって、長による権限の委任（自治法180条の2）がない限り、教育委員会が所管する公の施設や行政財産についての使用料についても、長が督促を行い、徴収することになります。

地方自治法

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

二 予算を調製し、及びこれを執行すること。

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

地方公営企業法

（管理者の担任する事務）

第9条 管理者は、前条の規定に基づいて、地方公営企業の業務の執行に関し、おおむね左に掲げる事務を担当する。

八 契約を結ぶこと。

九 料金又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金を徴収すること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（長の職務権限）

第22条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

3 督促の効果

督促は、消滅時効の期間を更新する効果があります（自治法236条4項）。また、延滞金を徴収し、滞納処分（自治体自らによる差押え）や強制執行（裁判所への提訴）を行うために必要な手続の一つです（自治法231条の3第3項及び同法施行令171条）。督促を行わない限り、延滞金の徴収や滞納処分は行うことができません。

また、税や使用料の滞納に対して、督促をした場合は、その手数料を徴収することができます（自治法231条の3第2項）。一方で、普通財産の貸付料などの督促については、手数料を徴収することはできません。

督促を行ったにもかかわらず、納入がない場合は、訴訟による強制徴収又は滞納処分の手続を行うこととなります（自治法231条の3第3項及び自治法施行令第171条の2第1項など）。

地方自治法

（金銭債権の消滅時効）

第236条第4項

- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。
(督促、滞納処分等)
- 第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

地方自治法施行令

(督促)

第171条 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第171条の2 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権(以下「強制徴収により徴収する債権」という。)を除く。)について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続きをとること。
- 三 前二号に該当しない債権(第一号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

4 督促の根拠

「督促」は、自治法231条の3第1項と自治法施行令第171条の2第1項に規定されています。同じ法令ですから意味や効果は同じです。延滞金や滞納処分に繋がる債権とそうではない債権を分けるために、区別して規定されているだけで、結局、すべての自治体債権が督促を行う対象です。

水道料金、診療費、公営住宅家賃も公の施設の使用料に当たります。よって、自治法施行令第171条の2第1項ではなく、自治法231条の3第1項を根拠に、督促を行うこととなります。その督促によって、延滞金の徴収も行います。

(表) 督促及び強制徴収の根拠法令と適用される債権

	滞納処分債権 (法 231 条の 3)	強制執行債権 (令 171 条の 2)
法第 231 条の 3 による督促をする債権	税、保育料、下水道料金、港湾使用料	診療費、水道料金、家賃、駐車場使用料
令 171 条による督促をする債権	なし	貸付金、退去跡修繕費

地方自治法

(督促、滞納処分等)

第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

地方自治法施行令

(督促)

第 171 条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

5 催告

民間における債権の回収（×徴収）においては、催告が行われます。事実上の意味合いは督促と同じですが、法的な効果が異なります。

催告には督促のように、消滅時効の期間を更新する（リセットする）法的な効力はありません。よって、むしろ、民間における催告の自治体バージョンが督促なのだと考えたほうが正当です。

法的な効果としては、消滅時効の期間を更新することはできませんが、催告によって消滅時効の完成が猶予されます。

具体的には、消滅時効が完成までの期間が 6 か月未満となった時期に催告を行った場合に、本来の消滅時効の期間が完成しても、催告の翌日から 6 か月間は消滅時効が完成しません。消滅時効の完成が近い時期に訴訟を起こした場合に対応して創られたしくみであり、自治体において適用される場合や適用すべき場合は、ほとんど考えられません。

(催告による時効の完成猶予)

第 150 条 催告があったときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

(裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新)

第 147 条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

- 一 裁判上の請求
 - 二 支払督促
 - 三 民事訴訟法第275条第1項の和解又は民事調停法若しくは家事事件手続法による調停
 - 四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加
- 2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。
 (強制執行等による時効の完成猶予及び更新)
- 第148条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。
- 一 強制執行
 - 二 担保権の実行
 - 三 民事執行法第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売
 - 四 民事執行法第196条に規定する財産開示手続又は同法第204条に規定する第三者からの情報取得手続
- 2 前項の場合には、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。
 (承認による時効の更新)
- 第152条 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。
- 2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。

6 催告と民法の改正

令和2年4月1日から改正された民法が施行され、債権の消滅時効の期間が変更されました。したがって、令和2年4月1日以降(令和2年度から)の契約や行政処分(使用許可)に基づいて発生した債権については、新しい民法の規定が適用され、令和2年3月31日まで(令和元年度まで)に発生した債権については、改正前の民法(旧民法)の消滅時効の規定が適用されます。

しかし、催告については、改正前の民法が適用される令和2年3月31日までの契約や行政処分によって発生した債権についても、督促や催告の日が民法改正後であれば、改正後の民法の規定が適用されます。

よって、消滅時効の期間については、契約や行政処分の日が民法の改正前か改正後かによって判断が必要ですが、督促や催告については、今後は、原則としてすべての債権について改正後の民法が適用されると考えて構いません。

(表) 催告についての民法の適用

	催告・契約の日	旧民法	新民法
催告の効果	R元年度まで		○
	R2年度以降		○
消滅時効の期間	R元年度まで	○	
	R2年度以降		○

7 自治体債権における催告の意味

自治体の債権については、督促後は滞納処分又は強制徴収を行うことが定められています。よって、再度の督促を行うことはそもそも想定されていません。実務において「消滅時効を更新できるのは最初の督促だけ」、「1回目の督促しか時効更新の効果はない」、「2回目以降の督促には時効更新の効果はない」などという趣旨の言い回しや口伝がされます。しかし、そもそもの理解が間違っているのです。督促は、それ自体が1度しか行うものではないのです。

8 自治体における催告の効果

では、2度目の督促を行った場合、その効果はどうなるのでしょうか。二通りの理解があります。

①全く何らの効果がない。単なる「催促」

②民法150条1項における催告とみなされる。よって、民間における催告と同様に、その催告後が到達した日の翌日から、6か月、消滅時効の期間を猶予させる効果がある。

仮に、催告について争われる裁判においては、②だと判断されるでしょう。しかし、何度も催告するような債権管理は極めて不適切です。実務上は必要な方法でしょうが、法的には「おかしい」ことだけは、しっかりと理解しておく必要があります。①だと考えて債権管理を行うことは全く間違っていない。

少なくとも、「消滅時効にかからないようにするために、残り6か月を切ったら催告するという方法がある」などという弁護士のアドバイスやそれを実務に取り入れる自治体があったとしたら論の外です。

「自治体の債権管理」は貸金や代金の徴収ではありません。正しい手続きで「徴収すべき債権を正しい手続で徴収する」のが自治体の債権管理です。少しでも徴収につながるように、実務的に法令を解釈する理由は全くありません。

〔関係法令〕

地方自治法

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(金銭債権の消滅時効)

第236条第4項

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

地方自治法施行令

(督促)

第171条 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第171条の2 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権(以下「強制徴収により徴収する債権」という。)を除く。)について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。

三 前二号に該当しない債権(第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

民法

(時効の援用)

第145条 時効は、当事者(消滅時効にあつては、保証人、物上保

証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。)が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

第146条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(承認による時効の更新)

第152条 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。

2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。

(債権等の消滅時効)

第166条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。

3 前2項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

(判決で確定した権利の消滅時効)

第169条 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

(催告による時効の完成猶予)

第150条 催告があったときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

(裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新)

第147条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。

一 裁判上の請求

二 支払督促

三 民事訴訟法第275条第1項の和解又は民事調停法若しくは家事事件手続法による調停

四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

(強制執行等による時効の完成猶予及び更新)

第148条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによって

その事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。

一 強制執行

二 担保権の実行

三 民事執行法第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売

四 民事執行法第196条に規定する財産開示手続又は同法第204条に規定する第三者からの情報取得手続

- 2 前項の場合には、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四四号)

(時効に関する経過措置)

第10条 施行日前に債権が生じた場合(施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。)におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第145条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 施行日前に旧法第147条に規定する時効の中断の事由又は旧法第158条から第161条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。

3 新法第151条の規定は、施行日前に権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合(その合意の内容を記録した電磁的記録(新法第百五十一条第四項に規定する電磁的記録をいう。附則第三十三条第二項において同じ。)によってされた場合を含む。)におけるその合意については、適用しない。

- 4 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。